



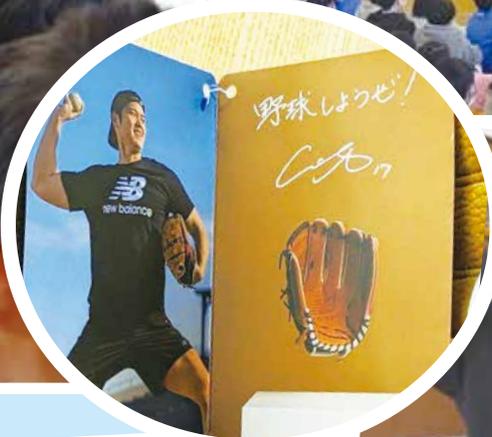
大谷選手ありがとう！



君原小学校



阿見小学校



舟島小学校



阿見第一小学校



あさひ小学校



阿見第三小学校



本郷小学校

人口と世帯

総人口 50,095人 (-9)
男性 24,993人 (-2)
女性 25,102人 (-7)
世帯数 21,878世帯 (-3)

2月1日現在、常住人口ベース
※()内は前月比、総務課調べ

町ホームページ 情報発信中!

町公式ホームページ
において町の
情報を発信してい
ます。



防災行政無線

フリーダイヤル

防災行政無線で放送された
内容は、下記フリーダイヤルの
電話番号から確認することがで
きます(通話料は無料です)。

☎0120-131-813

あみメール登録

お願いします

スマートフォン等で

t-ami@sg-p.jpまで空
メールを送信していただくか、
右記二次元コード
を読み取り、専用
サイトから登録し
てください。



公式 X YouTube LINE 情報発信中!

町公式 YouTube チャンネル、
町公式 X、町公式 LINE において
も町の情報を発信しています。

▼公式 X ▼YouTube ▼LINE



広報 あみ 3

2024
No.756

主な内容

令和初の市誕生に向けて! ... 4

地域予算で地域の皆さまの要望が
叶いました! ... 6

まちの魅力再発見 あみっぺが行く
アオヤド食堂×茨城炭酸部 アオヤド四川そば ... 8

安心・安全な生活のために防犯対策を!! ... 12

暮らしの注意報!
借金を指示して契約をせまる手口
に気を付けて! ... 16

今月の表紙

米メジャーリーグベースボール (MLB) で活躍する大谷翔平選手から、子どもたちが野球に興味を持つきっかけになればと、全国の小学校にプレゼントしているグローブが、町内7校の小学校に届けられました。

児童は新しいグローブを手に取って感触を確かめ、キャッチボールをする姿も見られました。

大谷選手ありがとうございました。いただいたグローブは大切に使用させていただきます。みんな、「野球しようぜ!!」





「17の目標」

第5弾

17 パートナーシップで
目標を達成しよう

パートナーシップで目標を達成しよう

～持続可能な開発に向けて実施手段を強化し
グローバル・パートナーシップを活性化する～

持続可能な未来へのグローバルな協力

目標 17 は、持続可能な社会を実現するために、**相互に協力し合うこと**の重要性を示しています。他の 16 個の目標を達成するため、国際的な連携、利害関係者同士の協力、行政と町民との協力がとても大切です。

SDGs と地方創生

国では、SDGs の考え方・理念に沿ってまちづくりや地域活性化に向けた取り組みを進めることで、地方の課題解決を促進するため、「地方創生 SDGs」を推進しています。町は昨年 11 月に「SDGs 日本モデル」宣言に賛同しました。SDGs を原動力とした官民連携の取り組みを推進していきます！

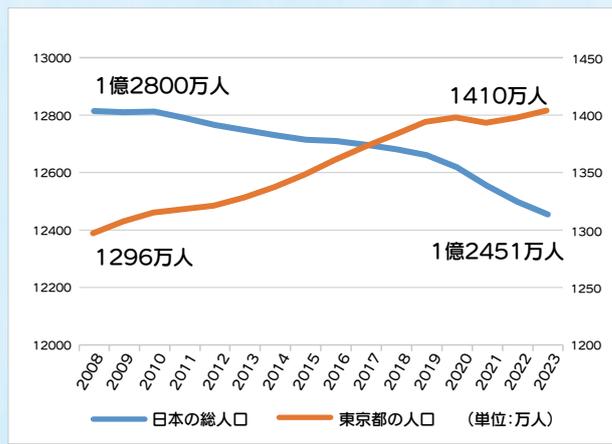


- SDGs に関する研修会やボランティア活動、イベント、コミュニティに参加する
- 地域の祭りや行事に参加して、近隣の方々との交流を深める
- あえて違う価値観を持つ人と関わってみる



なぜ 地方創生を進めるの？

右の図は、2008 年から 2023 年までの日本の総人口の推移を表したグラフです。総人口は、2008 年の約 1 億 2800 万人をピークにそこから年々減少を続け、2023 年 7 月 1 日（確定値）では、1 億 2451 万 7 千人となっています。日本の総人口が減っているのに対して、東京圏の人口は増え続けています。つまり、東京に移り住む人が増える一方で、地方は急激に人口が減少しているということです。これを東京一極集中と呼び、このような課題を解決するために全国の自治体が地方創生を推進しています。



参照：総務省統計局 人口推計

阿見町SDGsオリジナルロゴマーク
町民投票実施中！

投票はかんたん→



令和初の市誕生に向けて！

第2回 市制施行の要件

広報 2月号通常版でお知らせしたように、人口が5万人を突破したことから、町では市制施行に向けた調査・検討を進めています。連載第2回は、市になるために必要な要件についてお知らせします。



市になるための要件

市になるためには、地方自治法や茨城県の「市となるべき要件に関する条例」に定められた要件を満たす必要があります。

「人口が5万人以上であること」という要件をはじめ、高等学校や図書館などの都市的な施設が設けられていること、上水道やごみ処理の施設が整備されていることなど「市にふさわしい」要件が示されています。既におおむねの要件を満たしていると考えていますが、今後、国や県と協議して具体的な内容について確認していきます。



● 地方自治法

市になるための要件	阿見町の状況
人口が5万人以上であること。 (国勢調査等の集計結果で判断します)	令和2年の国勢調査では48,553人でした。 令和5年に初めて人口が50,000人を突破し、 令和6年1月1日の人口は50,104人となっています。
中心の市街地を形成している区域内に在る戸数が、全戸数の6割以上であること。	住宅地図上の調査では7割以上が該当しており、 要件を満たしていると考えています。
商工業その他の都市的業態に従事する者およびその者と同一世帯に属する者の数が、全人口の6割以上であること。	令和2年の国勢調査では7割以上が該当しており、 要件を満たしていると考えています。
県の条例で定める都市的施設その他の都市としての要件を備えていること。	右記のとおり、おおむね要件を満たしていると考えており、 今後、国や県と協議して確認していきます。



●茨城県条例



市になるための要件		阿見町の状況
おおむね次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。		下記のとおり、おおむね要件を満たしていると考えています。
1	主要官公署が5種以上設置されていること。	どのような官公署が該当するのか、確認を行います。
2	高等学校が設置されていること。	私立霞ヶ浦高等学校があります。
3	図書館、博物館、公会堂、公園等が2以上設置されていること。	町立中央図書館、各行政区の公会堂、総合運動公園などがあります。
4	上水道、下水道、じんかい処理場等が設置されていること。	上水道事業、下水道事業、霞クリーンセンターがあります。
5	軌道、バス、定期船等の交通施設が整備されていること。	複数の民間路線バスとデマンドタクシー「あみまるくん」が運行されています。
6	銀行および会社、工場が相当数設けられていること。	10以上の銀行と、多数の会社、工場があります。
7	病院および診療所が相当数設けられ、かつ、医師の数、病院の病床数が一定以上であること。	多数の病院および診療所があり、医師数、病床数も一定以上あります。
8	劇場、映画館等が2以上設置されていること。	どのような施設が該当するのか、確認を行います。
9	都市計画事業が施行され、かつ、主要幹線街路の舗装等街路施設がある程度整備されていること。	これまで区画整理事業などの都市計画事業を数多く施行しています。現在も、都市計画道路の整備を着実に進めています。



市制施行 一問一答

よくあるご質問に簡潔にお答えします。
より詳しい内容は、今後の広報等でお知らせします。

Q：市になると住所が変わるの？

A：「稲敷郡阿見町」の表記が「〇〇市」に変更されます。

Q：新しい施設をつくらないと市になれないのではないですか。

A：市になるために新しい施設をつくる必要はありません。

広報に載せた情報はホームページでまとめています。



次号は市になると変わることに
ついてお知らせする予定です。

住みたい地域って
どんな地域？

地域予算で

地域の皆さまの

要望が叶いました!

町民活動課 ☎888-1111 (内線272)

町では、地域の声を聴き、町民の皆さまが地域のことを考えるきっかけになるよう、「**地域予算制度**」を進めています。



地域予算の仕組み

小学校区単位を基本とした「地域づくり会議」で住民の皆さまからの要望について話し合い、地域では解決できないものを町に予算要望する制度です。

①行政区で話し合い

行政区で住民の皆さまから要望を集め、地域づくり会議に挙げる要望を話し合います。

②地域づくり会議

行政区からの要望を持ち寄り、地域を良くするための話し合いを行い、町に予算要望するものを決めます。

③町の予算に反映

地域づくり会議から提出された要望は、翌年度の予算で町が実施します（予算は町議会での議決が必要）。

要望の視点

「地域や行政区で対応できないか」、「個人で対応できないか」、「町に要望しないと実現できないか」といった視点で検討します。

地域予算要望の例

▼令和5年度の予算で実現した要望の例 (令和4年度の要望)

- ・公園への時計台の設置（左下の写真）
- ・減速を促す路面標示（イメージハンブ）のペイント（右下の写真）
- ・行政区の防災備品の購入
- ・公会堂へのフリーWi-Fiスポット機器の設置
- ・防犯カメラの設置など

▼令和6年度の予算で実施する予定の 要望の例(令和5年度の要望)

- ・地域イベント開催用品の購入
- ・公園への遊具の設置
- ・行政区の防災備品の購入
- ・防犯カメラの設置など

公園に時計台を
設置しました!



五本松公園内

減速を促す
路面標示を
ペイントしました!



二区北地内

申請はお済みですか？

マイナンバーカード

本人確認書類としての利用や、コンビニエンスストアでの住民票の写しおよび印鑑登録証明書の発行、オンラインでの転出手続きなどさまざまな場面で活躍している「マイナンバーカード」。さらに令和6年12月2日に「健康保険証」が廃止となり、その後は健康保険証とマイナンバーカードが一体化されることが決まりました。

マイナンバーカードは申請手続きからカードの交付手続きまで約1か月かかります。健康保険証の廃止日が近づきますと、窓口が混雑することが予想されます。マイナンバーカードの申請を希望される方は、早めの申請手続きをお願いいたします。



マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

マイナンバーカードの申請方法

スマートフォンから

- ①顔写真を撮影
- ②交付申請書(※)の二次元コードを読み取る
- ③申請書専用WEBサイトでメールアドレス等を登録
- ④申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了

まちなかの証明用写真機から

- ①タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択
- ②交付申請書の二次元コードをバーコードリーダーにかざす
- ③画面の案内に従って、必要事項を入力
- ④顔写真を撮影して送信し、申請完了

※申請できない証明用写真機もあります。

郵送による申請

交付申請書(※)に必要事項を記入し、6か月以内に撮影した顔写真を貼り付けて送付用封筒に入れて郵送し、申請完了

【送付先】

〒219-8732
日本郵便株式会社
川崎東郵便局 郵便私書箱第2号
地方公共団体情報システム機構
個人番号カード交付申請書 受付センター行

(※) 交付申請書は、町民課またはうずら出張所で発行しています。
詳しくは、町民課までお問い合わせください。

【阿見町役場町民課窓口で申請】

ご本人が町民課窓口に来庁いただければ、写真を無料でお撮りして、マイナンバーカードの申請の補助をします。カードの交付準備が整いましたら、交付通知書を送付しますので、原則、ご本人が必要書類を持参のうえ、受取りにお越しく下さい。

- ◆申請受付：平日のみ(祝日・年末年始を除く)
- ◆受付時間：午前9時～午後4時30分
(正午～午後1時を除く)
- ◆お持ちいただくもの：本人確認書類
(運転免許証・パスポート・健康保険証・介護保険被保険者証・年金手帳など)

※15歳未満または成年被後見人の申請は、法定代理人の同行と本人確認書類が必要です。

※申請時に町民課へ来庁し、交付時はマイナンバーカードを郵送で受取る「申請時来庁方式」での申請も受付けています。必要書類が異なるため、詳しくは町民課までお問い合わせください。

マイナンバーカードの受取り

申請から約1か月後、カードの交付準備が整いましたら、申請者の住民登録地へ交付通知書を送付(転送不要扱い)いたします。交付通知書に記載された必要書類等を確認のうえ、原則、本人が町民課まで受取りにお越しく下さい。

なお、申請者が病気、身体の障害、未就学児である等のやむを得ない理由がある場合は代理交付も可能ですが、必要書類が異なりますので、町民課へ事前に確認をお願いします。



『アオヤド四川そば』のPOINT

町の特産品である
「**レンコン**」
の使用

炭酸に合う!

ふくれ
福来サイダー
だけでなく
アルコールにも

町内で提供している
お店が少ない

「**油そば**」を
ベースに
している



お客さまに聞いてみました!

アットホームで
落ち着くお店!

アオヤド四川そばはお酒の
締めピッタリ。くどくなくて
さっぱりしてるね。



茨城炭酸部 吉原さん

「昭人さん(店主)」「いつものね」と
お話ししていたよ。
とってもアットホームだったよ!



アオヤド食堂

住 所：阿見町青宿 661-7
電 話：090-4834-0427
営業時間：午後 6 時～ 10 時 30 分
※金・土・日は午前0時まで
定休日：水曜日
駐 車 場：5 台
予 算：500 円から

町のイベントが新商品の開発の
きっかけになったんだね♪
次は 5 月号で会おうね!



茨城炭酸部の「**福来サイダー**」

筑波山麓の特産品「**福来みかん**」のサイダー。**福来**
みかん特有の爽やかな香りを楽しめます。
茨城炭酸部は、**福来サイダー**を通して地域の“かけ
橋”になることを目標に活動しています。

アオヤド食堂さんとは「**あみ
さくらまつり**」で、出展ブ
ースが隣だったことがきっ
かけでコラボを始めました!



あみっぺに取材してほしいこと 募集中!

【投稿方法】

はがき、ファクシミリ、メール

【投稿先】

〒300-0392 阿見町中央 1-1-1
阿見町役場 広報戦略室
ファクシミリ：029-887-9560
E-MAIL：hishokochoka@town.ami.lg.jp

【記載内容】

取材してほしい内容
氏名
広報紙に掲載する場合のペンネーム(匿名も可)
連絡先(住所、電話番号、メールアドレス)

※投稿数が多い場合は、掲載できないこともあります。
予めご了承ください。

シルバークラブ連合会

現在、町内には34のシルバークラブ(単位クラブ)があります。
1,500人ほどの会員の皆さんが、単位クラブ内での活動や、町シルバークラブ連合会主催のスポーツ活動や文化活動に積極的に参加し、生きがいづくり・健康づくり・仲間づくりのために、元気に活動しています。



スポーツ活動への取り組み

■いばらきねんりんスポーツ大会

県社会福祉協議会が主催する『いばらきねんりんスポーツ大会』に出場しています。

町シルバークラブ連合会が主催するグラウンドゴルフ・輪投げ・ペタンクの各大会で勝ち抜いた選手の皆さんが、町の代表として大会に出場します。過去には、県大会において優秀な成績をおさめ、全国大会に出場しました。(令和6年度は10月に開催予定です。)



▲ いばらきねんりんスポーツ大会の様子

■グラウンドゴルフ競技会

町総合運動公園で、7月～9月を除く第2・4金曜日に定例競技会を開催しています。

競技会では毎回80人前後の選手が、日ごろの練習の成果を発揮して元気に競技に励んでいます。

■輪投げ大会

参加者が毎回350人を超える人気のある大会です。

会場となる町民体育館では、毎回熱戦が繰り広げられます。

■シャフルボード大会

町民体育館で開催しています。

輪投げ大会に次いで人気のある大会で、大会が近づくにつれて、競技会の練習ができる町福祉センター『まほろば』では、たくさんの会員の皆さんが練習を行います。競技会には、毎回100人前後の会員が参加しています。



▲ シャフルボード大会の様子

■ペタンク大会

年に1回、吉原交流センターで大会を開催しています。毎回90人前後の会員が参加しています。

■ボッチャ大会

令和3年度に開催された東京パラリンピックでも人気のある種目で、令和4年度から実施しています。町民体育館で90人前後の会員が参加しています。

■ウォーキング会

春・秋に町内の風光明媚なコースを散策しています。無理無く誰でも参加出来るウォーキング会で、毎回60人前後の会員が参加しています。

文化活動への取り組み

■ 演芸会

年に2回開催するイベントです。カラオケ・舞踊・民謡・郷土芸能など、さまざまな演目が上演され、会員の腕を披露する絶好の場となっています。観覧を希望する人も多く、会場である本郷ふれあいセンターは、毎回約300人の観客であふれます。

■ 単位クラブ交流会

単位クラブ間の親睦を図るために、各行政区の公会堂等を利用して交流会を行っています。例年10クラブ前後の皆さんが参加しています。



■ わくわく美術展

ザ・ヒロサワ・シティ会館（県民文化センター）で開催される『わくわく美術展』に工芸、彫刻、絵画、書の部門に多数の作品を出展しています。令和5年度は、10の方が出展しています。

■ 子どもとのふれあい活動

町シルバークラブ連合会と地域の子ども会育成会等が共同で行う事業です。

子どもと高齢者のふれあいの場を設け、子どもの健全な育成や、高齢者の生きがいづくりを促進するために行われています。

***** シルバークラブに参加してみませんか? *****

シルバークラブの加入方法

● 地域のシルバークラブに加入する

お住まいの地域にシルバークラブがある場合は、そのクラブに加入することができます。地域のシルバークラブの会長または町シルバークラブ連合会までご相談ください。

※地域にシルバークラブが無い場合でも、地域を問わずにどなたでも加入できるシルバークラブもありますので、加入を希望される方は町シルバークラブ連合会までご相談ください。

● 新規シルバークラブを立ち上げる

町内在住の高齢者20人以上で新規シルバークラブを立ち上げることができます。町シルバークラブ連合会までご相談ください。

【お問い合わせ】 町シルバークラブ連合会 (福祉センターまほろば内) ☎ 875-6950

町からの補助金

町では、シルバークラブの設立に向けた相談や設立後の補助金交付などにより、活動を支援しています。

町シルバークラブ補助金交付要綱により右記の補助金交付を受けることができます。

※年度途中で設立されたクラブは月割の額になります。

会員数	年間補助金額
20人以上 29人以下	30,000円
30人以上 49人以下	48,000円
50人以上	60,000円

安心・安全な生活のために 防犯対策を!!



生活環境課交通防犯係 ☎ 888-1111 (内線 251・713)

犯罪のない安全・安心な生活環境は、すべての人の願いであり、安定した生活の基盤となるものです。皆さん一人ひとりが犯罪を防止する意識を高め、防犯対策に取り組み、犯罪のないまちづくりを実現しましょう。

青色防犯パトロール車が新しくなりました!

青色防犯パトロール車は通学路を中心としたパトロールを行い、防犯意識の広報・啓発に努め、事案発生時の早急な対応などを行っています。

今回導入された新車は電気自動車であり、地球温暖化に配慮したものとなっています。

パトロール車には青色回転灯を装備し、パトロール員として町防犯連絡員協議会、地域防犯活動組織(自警団)、青少年相談員等が乗務しています。



二セ電話詐欺に要注意!!

令和5年中の県内における二セ電話詐欺の被害は、認知件数 242 件、被害総額約 4 億 9922 万円となっています。内訳は次表のとおりです。去年の12月には、牛久警察署管内の家庭に二セ電話詐欺の予兆電話(犯人は家族をかたった)が多発したことを受け、町では、防災無線やあみメールにより注意喚起を行いました。二セ電話詐欺への特に有効な対策として、犯人は声を残すのを嫌うため、ご自宅の電話を留守番電話設定にすることをお勧めしています。

詐欺の種類	令和5年		令和4年	
	認知件数	被害額(千円)	認知件数	被害額(千円)
オレオレ	55	227,620	70	220,438
預貯金	5	1,700	16	10,391
架空料金請求	120	206,370	62	113,990
還付金	34	34,626	41	42,061
融資保証金	5	10,091	5	10,551
金融商品	0	0	0	0
ギャンブル	0	0	0	0
キャッシュカード詐欺盗	23	18,821	60	68,696
合計	242	499,228	254	466,127

二セ電話詐欺被害防止対策

- ・留守番電話設定で犯人からの電話をシャットアウト
- ・電話でお金やキャッシュカードの話が出たら、一度電話を切る
- ・「代理が取りに行く」は詐欺を疑う
- ・不審な電話を受けたら、110番通報



町税・国保税・後期高齢者医療保険料・ 介護保険料は 納期限までに納めましょう!

収納課 ☎ 888-1111 (内線 146・148)

税金は定められた期限までに自主的に納税されなければならないものとされています。納期限内の自主納税にご協力ください。

令和6年度納期月・納期限一覧

納付月	納期限	税(料)目					
		固定資産税	軽自動車税	町・県民税	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料	介護保険料
4月	4月30日(火)	第1期					
5月	5月31日(金)		全期				
6月	7月1日(月)			第1期			
7月	7月31日(水)	第2期			第1期	第1期	第1期
8月	9月2日(月)			第2期	第2期	第2期	第2期
9月	9月30日(月)				第3期	第3期	第3期
10月	10月31日(木)			第3期	第4期	第4期	第4期
11月	12月2日(月)				第5期	第5期	第5期
12月	12月25日(水)	第3期			第6期	第6期	第6期
令和7年1月	1月31日(金)			第4期	第7期	第7期	第7期
2月	2月28日(金)	第4期			第8期	第8期	第8期
3月	3月31日(月)				第9期		

納税は、安心・確実・便利な口座振替で!

※口座振替をご利用の場合は、各納期限の日に口座から引き落としをいたします。なお、4月から口座振替をご希望の際は、3月中旬までに申込手続きをお願いいたします。不明な点は上記までお問い合わせください。



学生納付特例制度

国保年金課国民年金係 ☎ 888-1111 (内線 136・137)

『学生納付特例制度』とは・・・

20歳以上の人は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生は一般的に所得が少ないため、国民年金保険料の納付が猶予される『学生納付特例制度』があります。

◎学生納付特例制度のメリット

- ・ 老齢基礎年金を受け取るために必要な期間受給資格期間に算入されます。
- ・ 病気やけがで障害が残ったときに、一定の要件を満たしていれば障害基礎年金を請求することができます。

対象になる方

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校※に在籍する学生等で、ご本人の前年所得が基準以下の方です。

※学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程のある学校

〈前年所得のめやす〉 **128万円** + **扶養親族等の数 × 38万円** + **社会保険料控除等**
 で計算した額以下 (令和5年度の場合)

申請の際は

20歳になる前日から国保年金課で申請できます。申請は毎年必要となります。

▼翌年度の手続き：日本年金機構から『学生納付特例申請書(はがき)』が届いている人は、必要事項を記入して返送することにより、申請手続きができます。

持参品

- ① 学生証(コピーの場合は両面)または在学期間がわかる在学証明書の原本
- ② 運転免許証など本人確認ができるもの
- ③ 昨年または今年、会社などを退職し学生になった場合は、前記のほかに失業したことを確認できる公的機関の発行する証明書(雇用保険受給資格者証・被保険者離職票など)の写し

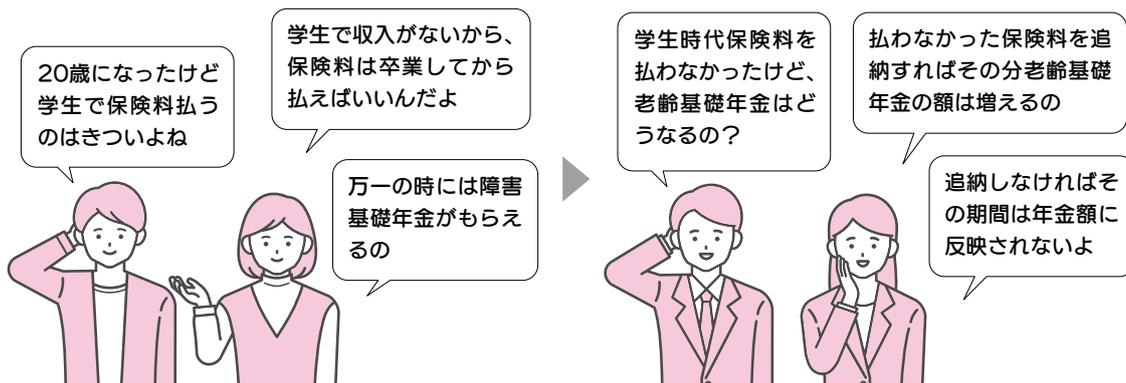
承認されると

申請年度の4月から翌年3月まで(20歳到達年度の申請は20歳の前日の月から3月まで)保険料の納付が猶予されます。猶予期間は、基礎年金を受給するための資格期間に含まれますが、年金の受給額には反映されません。承認された期間は10年以内であれば、申請により後から保険料を納めること(追納申込が必要)ができます。

学生納付特例期間中の事故や病気や障害が残った場合や死亡した場合には、一定の要件を満たしていれば障害基礎年金や遺族基礎年金を請求することができます。

申請日から最大で2年1か月前まで遡及申請可能です。

申請期間



「元気！」



運動普及推進協議会は、町民のみなさんの健康を維持するための運動の普及活動を行うボランティア団体です。わたしたちの活動について紹介します。

町運動普及推進協議会事務局（健康づくり課内） ☎ 029-888-2940

さわやかフェアに出展しました

4年ぶりの開催となったさわやかフェア。久々に皆さんと運動ができる機会ということで、気合十分で臨みました。当日は小学生から80歳以上の方まで幅広い年代の方に来ていただき、タオル体操やゴム体操、リズム体操やスクエアステップ・エクササイズを体験していただきました。ご家族で参加してくれた方もおり、楽しんでいる姿が印象的でした。来場いただいた皆さま、どうもありがとうございました。

実施したアンケート調査の感想には皆さまから『楽しかった』『気持ちよかった』との回答をたくさんいただき、「やってよかった」と充実感と達成感を感じることができました。とはいえ、『運動普及推進員を知っていますか?』の質問には約半数の方が『いいえ』と回答…。運動普及推進員の知名度アップにはまだまだ伸びしろがありそうです。感染症対策のために活動を自粛していた期間もありましたが、今は地区での活動も新型コロナウイルス感染症拡大以前の状態に戻りつつあります。運動の楽しさを町民の皆さまに実感していただけるよう、これからも精いっぱい活動を続けていこうと思います。



プラステンで健康に!『ながら・ついで運動』のすすめ

厚生労働省が作成した『アクティブガイド』では『プラス10分の身体活動を取り入れること(プラステン)』を推奨しています。今より10分体を動かす時間を増やすことで、「生活習慣病の発症」「ガンの発症」「ロコモ・認知症の発症」等のリスクを下げると言われています。とはいえ新しく運動を始めるとなるとなかなか大変。そこでおすすめしたいのが『ながら・ついで運動』です。

- 朝の歯磨きをしながらかかと上げ
- トイレに行くついでに太もも上げ
- 鍋の見守りをしながら肩まわし
- ゴミ出しついでにちょっと近所を一周
- テレビを見ながらストレッチ
- 出かける前に軽くスクワット

などなど、日ごろの生活の隙間にちょっとした運動を取り入れることで、トータル10分の身体活動時間を作ることができます。運動は継続することが大事ですが、習慣化してしまえば継続も難しくありません。運動不足かも? という方、ぜひ日常生活に『ながら・ついで運動』を取り入れてみてはいかがでしょうか。



暮らしの注意報！ 借金を指示して契約をせまる 手口に気を付けて！

令和5年度 第4回 若者向け悪質商法被害防止共同キャンペーンを実施しています

消費生活センターには、悪質業者の巧妙な勧誘手口で消費者トラブルに巻き込まれた若者からの相談が寄せられています。契約金額が高額な相談も多く、借金をするよう指示されたケースや被害回復が困難なケースも見受けられ注意が必要です。事例を紹介しますので是非参考にしてください。

▼エステティックサービス

SNSの広告を見て体験のつもりで店舗に出向いたら、全身脱毛の勧誘をしつこくされ、断り切れず分割払いで契約したが、業者が倒産した。

▼副業

スマホで簡単に稼げるというSNSの広告を見て副業サイトに登録したら、高額なサポート契約を勧誘された。お金がないと言うと借金を指示され150万円借り入れ契約した。

▼タレント・モデル

タレントオーディションを受けたら合格したと連絡があり、事務所に出向くと「有料のレッスン、マネジメント契約が必要」と言われた。高額だったので分割払いにした。

アドバイス

- ◎自分一人で判断しない！→契約前に必ず周囲の人に相談しましょう
- ◎契約をせかされてもその場で契約しない！→解約は簡単ではありません
- ◎支払えないなら契約しない！→借金をしてまで契約をするのはやめましょう



町長からのメッセージ

町では、悪質商法や詐欺などの未然防止および早期救済のため、平成16年度から消費生活センターを開設し、町民の皆さまからのご相談に対して、消費生活に関する資格を有した専門の相談員が対応しております。

しかしながら、近年、インターネットやキャッシュレス決済の普及により生活は便利になる一方、環境の変化によって生じるトラブルはますます多様化・複雑化し、高齢者や若者などの契約弱者を狙った悪質商法やニセ電話詐欺などの被害が後を絶ちません。

町ではこれからも、町民の皆さまが安全・安心な消費生活を送れるよう相談体制の充実を図るとともに、広報紙やホームページでの注意喚起や出前講座の開催など、消費者行政を推進してまいります。

町民の皆さまには、日ごろより消費生活センターが発信する情報をよくご確認いただき、消費生活に関してお困りのことや気になることがございましたら、お気軽に消費生活センターまでご相談くださいますようお願い申し上げます。

令和6年2月
阿見町長 千葉 繁

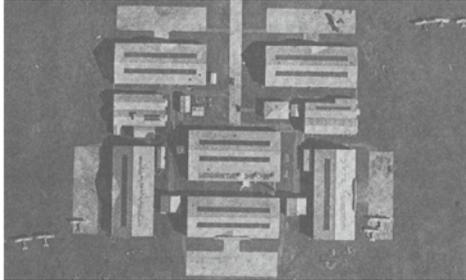
問い合わせ：▼町消費生活センター ☎ 888-1871（ファクシミリ兼用 / 月～金曜日）
午前9時～午後4時 ※土・日・祝日は消費者ホットライン188
▼商工観光課 ☎ 888-1111（内線712）

阿見町の文化財・文学紹介 3月号

戦跡保全

「阿見町の戦争遺跡⑥」

霞ヶ浦海軍航空隊中央格納庫



飛行場のほぼ中央部に位置する中央格納庫の建設は、飛行場が開設された数年後の大正12年の半ば頃だろうと言われています。6棟の航空機格納庫を中心に各施設が機能的に配されている。鉄骨赤煉瓦造平屋建てで、昭和7年の記録では68機を収容していたとされます。

終戦後は県農業会の開拓事務所や企業の工場として利用され、現在は井関農機の工場として使われています。軍の施設らしい質実剛健さと大正建築らしい優美さ併せ持つ赤煉瓦倉庫は往時の姿のまま、町の変遷を見届けてきました。

町では現在、これら戦争遺跡の保存状況を調査し、その保全と普及啓発に取り組んでおります。皆さまがご存知の情報や家に伝わる当時の記録などがありましたら、ぜひ教えてください。



文化協会

「モモナ」(芸能部門)



私たち「モモナ」は、フラダンスを通じて活動している団体です。今年度より文化協会に登録しました。町の発表会やお隣的美浦村でもお祭りや発表会などに参加して、踊りを披露しています。今年は秋に他のフラダンスの団体と一緒に発表会も行いました。

ぜひお気軽に参加ください。お待ちしております。

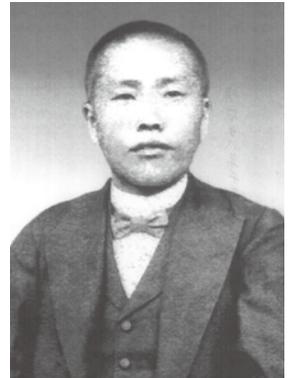
※入会ご希望の方は、文化協会会員、または事務局(生涯学習課)にご連絡下さい。

お問い合わせ 生涯学習課文化財係 ☎888-2526



【第二十四回】子規全集(講談社)の中の香墨⑦

(この項の)最後に香墨の文章の中では「六年有餘」が一番長いものであり後にも先にもこれに類するものは私は知らない。この文章は香墨が台湾赴任中に子規の死を恐らく友人からの電報で知って、その悲しみの中で書かれたものである。かなり格調高い文章で、推敲を重ねたものである。香墨が旧派より新派に移るについての苦悩と理不尽な妨害に遭いながらそれを振り切って新俳句を提唱する子規への入門をいかに果たして行ったか詳細に書かれている(中略)若い香墨の不安と希望の入り混じった胸のときめきを感じさせる文章である。



別巻二 P378 「六年有餘」

ホトトギス第六巻第四号「子規追悼集」より

秋の部に子規忌加はる恨みかな

(「渡邊香墨」P68～所収筆者 松本 尚喜)

文化財紹介

【町指定有形文化財】

「墨書土器」



阿見町追原に所在する小作遺跡から、平成21年度の発掘調査により出土した、平安時代の土師器の器です。器の内面には草仮名文字による墨書きがほどこされています。文字の内容は不明ですが、和歌ではないかと言われています。このことは、この時期に文字を書ける人がこの地域にいた証拠です。追原地域には寺院跡や鍛冶工房跡の遺跡もあることから、奈良時代から平安時代にかけて、町内だけでなく、稲敷郡全体で見ても中心的な役割を果たしていた時期があるのではないかと推測されます。

この墨書土器もその痕跡の一つで、都から派遣されてきた官吏が、宴の席で和歌を詠み、器に記す、そんな雅な風景が思い起こされる品です。

予科練平和記念館だより

予科練平和記念館ホームページ <https://www.yokaren-heiwa.jp/>

予科練平和記念館 ☎891-3344 開館時間：月曜日を除く午前9時～午後5時

冬休み期間に開催した子ども向けイベントのご紹介

今月は、冬休み期間に開催した子ども向けイベントの紹介です。

令和5年12月27日(水)と令和6年1月5日(金)に、『零戦に乗れる！館内見学ツアー』を開催しました。

このイベントは、予科練平和記念館の見学ツアーと、零戦模型への搭乗体験をセットにしたもので、今回は小学生を対象に開催しました。

最初に予科練平和記念館解説員の案内による見学ツアーを行い、その後、普段は入ることのできない格納庫の中に入り、学芸員による零戦の解説の後に、搭乗体験を実施しました。

参加した方は、実際に零戦に乗ってみることで、予科練を卒業した青年たちが見ていたかもしれない光景や、零戦の大きさを体験していました。

好評のうちに終了した当イベントですが、3月の春休み期間の開催も検討しています。

イベントの開催は、決定し次第、予科練平和記念館ホームページ、公式X、公式Facebook、あみメール等にてお知らせします。

また、町内在住の小中高生は、ご本人のみ入館料が無料になります。春休み期間中もご来館をお待ちしています。(ご来館された際は、窓口にお申し出ください)

皆さまのご来館をお待ちしています。



学芸員のつぶやき

毎週土曜日・日曜日の以下の時間は、展示解説員による解説を実施しています。

午前10時30分～：予科練および
予科練平和記念館の概要の案内(約10分)

午後2時～：常設展の展示解説(約30分)

予科練や予科練平和記念館の解説を聞きたい方は、上記時間にご来館ください。
※参加には観覧チケットが必要です。 ※都合により中止する場合がございます。



ホームページ：<https://www.yokaren-heiwa.jp/>

公式X(Twitter)：twitter.com/yokarenpmm

公式Facebook：facebook.com/profile.php?id=100052365353925



ホームページ



公式X(Twitter)



公式Facebook

令和6年能登半島地震における災害派遣

総務省・茨城県の要請を受け、令和6年能登半島地震に対する災害救援のため、石川県能登町に1月19日から23日までの日程で町職員を3名派遣し、罹災証明書発行支援、住家被害認定調査を行いました。また、1月26日から31日まで石川県輪島市・志賀町に町職員を2名派遣し、住民への応急給水に関する支援等を行いました。



▲罹災申請を受け付ける阿見町職員（右）



▲崩落した護岸



▲給水支援をする阿見町職員



▲潰れた家屋

お知らせ「認知症相談会」開催

「気になる症状がある」「生活上の困りごとがある」「認知症についてもっと知りたい」など、認知症について気になることがあれば、お気軽にご相談ください。ボランティア団体「オレンジの会」によるオレンジカフェ（認知症カフェ）の中で開催します。

日時 3月21日（木）午後1時30分～午後3時30分
場所 認知症相談会：福祉センターまほろば娯楽集会室
オレンジカフェ：福祉センターまほろばトレーニング室A

相談員 町地域包括支援センター職員

対象 町内在住の人

参加費 無料

その他 相談者が多い場合、別日の相談をご案内する場合があります。

岡町地域包括支援センター ☎ 887-8124（午前8時30分～午後5時15分 ※土・日・祝日を除く）

〈広告欄〉

安心して暮らせる住まいづくり

住まいのことなら 美都住建へ

～自分らしい生活～
介護住宅改修
 ○介助探検を上手に使う
 ○手調対、バリアフリー
 ●新築住宅に関する事は **美都住建** 検索

～健康・快適住宅～
抗酸化工法の家
 ○空気のキレイな空間
 ○防カビ・ダニのいない家

【注文住宅】
 長期優良住宅
 高耐震住宅

建築業知事免許（般-04）第22375号 【本社】阿見町実穀 1283-10
（株）美都住建 TEL.029-842-7196
 【陶板浴和】阿見町中央 1-5-32

リフォーム・不動産の事なら

住まいのことなら
LIXILリフォームショップ
 茨城県知事免許（6）第5548号
有限会社 美都ツ和

<住まいの相談室>
 トイレ・キッチン・浴室
 塗装・屋根・外構工事など

<不動産のご相談>
 土地・建物・売買・仲介・管理

【本店】牛久市南4丁目 45-45
TEL.029-874-2118

【阿見店】阿見町中央 1-5-32
TEL.029-891-2200

お知らせ 行政書士無料相談会

毎月1回、日曜日に行政書士による無料相談会を実施しております。おひとりで悩まず、どなたでもお気軽にご相談ください。

日時 3月17日(日) 午後1時30分～4時30分
※ご相談は1組30分程度

場所 実穀ふれあいセンター2階会議室

相談内容 相続、遺言、帰化、外国人の在留資格、農地転用、許認可関係、法人設立、権利義務や事実証明に関する相談、事業の手続きや、暮らしの手続き等

申込方法 平日の午前9時から正午までに下記に電話で申し込む

茨城県行政書士会県南支部担当：池田
☎090-7216-6219

お知らせ 全国一斉・相談無料 暮らしとこころの相談会

日時 3月7日(木) 午後1時30分～4時

場所 土浦相談センター(茨城県弁護士会土浦支部)

実施方法 面談相談(1人30分)

受付方法 電話による事前予約。

2月19日(月) 午前10時より受付開始。

予約受付 土浦相談センター(☎029-875-3349)で予約をお取りのうえ、ご相談に来所してください。予約受付時間は平日午前10時～正午、午後1時～4時です。

茨城県弁護士会事務局 ☎029-221-3501

お知らせ 町シルバー人材センター 入会説明会開催

期日 3月5日(火)

時間 午前9時30分から1時間程度
(5分前までに集合・要事前予約)

場所 町シルバー人材センター(総合保健福祉会館別館)

対象 同センターの趣旨に賛同し、健康で働く意欲のある町内在住の60歳以上の人(入会承認制)

※特に施設清掃、草取りなどを希望される女性、および草刈り、植木の手入れを希望される人、歓迎

☎(公社)町シルバー人材センター ☎888-2036



募 あみ・はつらつウォーキング参加者

桜並木を見ながら、町運動普及推進員と一緒にウォーキングしてみませんか。参加者には記念の景品をプレゼント!

日時 3月26日(火) ※雨天中止
午前9時～10時30分ごろ
(受付：午前8時50分～9時)

※ウォーキング前後の準備・整理体操を含む
※ウォーキングは1時間20分程度(途中休憩含む)
内容 『歩こうマップ』掲載のさわやかコース(サブコース・約4.2キロメートル)

集合場所 総合保健福祉会館「さわやかセンター」2階大会議室

※お車で越しの方は、駐車場(無料)をご利用いただけます。

定員 20人(定員で締切)

参加料 無料

持ち物 帽子、汗拭きタオル、飲み物、両手があくリュックサック等のバッグ、運動靴、動きやすい服

申込方法 3月19日(火)までに下記に電話または来館で申し込む

その他

▽ウォーキング時にけが等が発生した場合には、応急処置のみ行います。

▽雨天中止の際は前日午後4時までに事務局から連絡します

申込み・問い合わせ先 町運動普及推進協議会事務局(健康づくり課 総合保健福祉会館「さわやかセンター」内) ☎888-2940(土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分)

お知らせ 『肝炎すごろく』で学ぶ肝炎

肝炎情報センターにより作成された『肝炎すごろく』を参加者全員で楽しみながら、肝炎の知識・治療の実際などについて学びます。

※事前申込不要

日時 3月16日(土) 午後1時30分～3時30分
終了予定(受付：午後1時から)

会場 東京医科大学茨城医療センター
医療福祉研究センター

講師 消化器内科教授 池上正先生
消化器内科講師 屋良昭一郎先生

注意事項 当日はマスクの着用をお願いいたします
☎東京医科大学茨城医療センター総務課(担当：若松)
☎029-887-1161

〈広告欄〉

お気軽にご相談ください!!
相続、抵当権抹消、贈与(不動産の登記名義変更)
*全国の不動産に対応・遺言書・相続放棄・成年後見

阿見町役場
阿見小学校
阿見中学校
JA

茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目4番8号
神林ビル202号室 あみ司法書士事務所
(簡裁訴訟代理等関係業務認定) 司法書士 堀一樹
TEL 029-804-0382
E-mail:ami-shihousyoshi@jcom.zaq.ne.jp
(平日 午前9:00～午後6:00)
・上記以外の時間帯や、土日祝日も対応致します。
・面談は、事前のご予約が必要です。

広報あみに広告を掲載しませんか?

広告募集中

町ホームページへのバナー広告もあわせて募集中
問い合わせ 商工観光課 ☎888-1111(172)

募 第35期手話講習会（初級クラス）受講者

日時 4月11日（木）～令和7年3月 毎週木曜日
午後7時～8時30分

場所 牛久中央生涯学習センター

募集定員 20人

費用 1,000円程度（テキスト等資料コピー代）

申込方法 ①氏名〔ふりがな〕②年齢③郵便番号④住所⑤職業⑥電話番号⑦ファクシミリ番号（またはEメールアドレス）⑧「広報あみ」⑨手話を学びたい動機を記入して、返送料84円切手を同封して郵送、またはEメールのどちらかで下記へ申し込む

申込締切 3月25日（月）

申込み・問合せ先

〒300-1203 牛久市下根町1311-6 楠田方
聴覚障がい者フレンド会手話講習会係 ☎029-873-
5037 ㊟kfoimik221@jcom.home.ne.jp

お知らせ 土浦地方家族会の開催（土浦会場）

精神障害者を家族にもつ人たちが、お互いに悩みや心配事を語り合う会を開催します。家族同士の交流を通して、お互いに励まし合い、支えあうことを目的としています。ぜひご参加ください。

※参加無料・申込不要

期日 3月16日（土）

時間 午後1時30分～3時30分

場所 土浦市立四中地区公民館（土浦市国分町11-5）

対象 精神に障害がある人の家族と当事者

内容 悩み相談、意見交換

㊟事務局 渡辺 ☎070-2835-0775

お知らせ キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」

年収の壁対策として、キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」が始まりました。労働者の方々の処遇改善を検討している事業主の皆さま、ぜひご活用ください。

㊟茨城労働局助成金事務センター ☎029-297-7235



お知らせ 不動産鑑定士による不動産無料相談会

不動産鑑定士が、不動産の価格などのご相談に無料でお応えします。

日時 4月10日（水）午前10時～10時30分、
10時40分～11時10分、11時20分～11時50分（お一人様30分程度）

会場 県南生涯学習センター5階小講座室1

申込方法 ご相談を希望される方は、お手数ですが（一社）茨城県不動産鑑定士協会事務局までご連絡の上、お申し込みください。相談時間につきましては、お一人様（お一人様）30分程度の完全予約制となります。予約受付は、3月29日（金）午後5時までとさせていただきます。また、当日は参考資料として公図写および固定資産課税書類等をご持参ください。よろしくお願いいたします。

申込み・問合せ先 一般社団法人 茨城県不動産鑑定士協会 ☎029-246-1222 ㊟029-246-1221

※お申込、お問合せ受付時間：平日午前9時～午後5時

募 『犬のしつけ教室』参加者

期日 3月16日（土）

時間 午前10時30分～11時10分

場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』時計台付近

内容 犬のしつけ方など

講師 阿見町動物愛護協議会 池田明子

対象 ▼町内在住の犬の飼主またはこれから犬を飼おうと思っている人 ▼犬同伴の場合犬用のおやつを持参のうえ、1人1頭に限り（生後5か月以上で町への登録・狂犬病予防注射・ワクチン接種が済んでいること ※かみつくなど凶暴な犬は不可）

募集人数 10人（定員で締切）

参加料 無料

申込方法 3月11日（月）までに、電話で下記に申し込む ※土・日・祝日を除く

その他 ▼荒天中止 ※小雨決行、態度決定は当日午前9時 ▼犬の飼い方について質問がある人は申込時にお伝え下さい

㊟生活環境課 ☎888-1111（253）

〈広告欄〉

お得 お風呂リフォーム 先着2棟限定特典あり!!

398,000円
【本体価格】（税込437,800円）
基本工事費348,000円（税込382,800円）

TOTO sazana

完全無料のお見積のご依頼、ご相談はこちら/
（株）ネロ・デザイン 稲敷郡阿見町吉原2011-4
☎029-888-6119

nello design

うちの子「結婚」しないのかしら？
独身のお子様の結婚相談承ります

お子様の結婚に関するお悩み、
プロの仲人がお答えします。

まずはお気軽に仲人にご相談下さい

☎029-835-3751
結婚相談所ムスベル



定例相談

行政相談

日時 3月7日(木) 午前10時～午後3時
場所 役場3階302会議室
問い合わせ 総務課 ☎ 888-1111

子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 午前9時～午後4時
場所 中郷保育所内
訪問相談 随時受付
問い合わせ 地域子育て支援センター ☎ 891-2772

教育相談

日時 月～金曜日 午前9時～午後5時
場所 図書館となり
問い合わせ 教育相談センター(やすらぎの園) ☎ 888-1225

心配ごと相談

日時 水曜日 午後1時～4時
弁護士相談 月1回 午後1時～3時30分 ※弁護士相談は毎週水曜日の心配ごと相談で予約
場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』相談室
問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

高齢者総合相談

日時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
場所 町社会福祉協議会内
問い合わせ 町地域包括支援センター ☎ 887-8124

消費者相談

日時 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
場所 役場1階町消費生活センター
問い合わせ 町消費生活センター ☎ 888-1871

交通事故相談

期日 月・水～金曜日(火曜日は閉庁)
時間 午前9時～正午、午後1時～4時45分
弁護士相談 第3水曜日 午後1時～4時 ※要予約
場所 県土浦合同庁舎
問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎ 823-1123

公共機関電話番号

うずら出張所 ☎ 841-1167	本郷ふれあいセンター ☎ 830-5100
健康づくり課 ☎ 888-2940	舟島ふれあいセンター ☎ 840-2761
地域子育て支援センター ☎ 891-2772	実穀ふれあいセンター ☎ 886-5225
霞クリーンセンター ☎ 889-0091	吉原交流センター ☎ 889-0277
上下水道課 ☎ 889-5151	図書館 ☎ 887-6331
町民活動センター ☎ 888-2051	予科練平和記念館 ☎ 891-3344
町男女共同参画センター ☎ 896-3181	総合運動公園 ☎ 889-2788
福祉センターまほろば ☎ 887-3969	教育相談センター ☎ 888-1225
消費生活センター ☎ 888-1871	阿見消防署 ☎ 887-0119
学校教育課 ☎ 888-0220	火災情報案内 ☎ 0297-64-0119
中央公民館 ☎ 888-2526	町民ダイヤル ☎ 887-6600
君原公民館 ☎ 889-1363	牛久警察署 ☎ 871-0110
かすみ公民館 ☎ 888-8111	牛久警察署 阿見地区交番 ☎ 888-0110

広報あみ配布施設

▽公共施設

▽役場1階正面玄関・ロビー▽役場2階秘書広聴課▽うずら出張所▽総合保健福祉会館『さわやかセンター』
▽中央・君原・かすみ公民館▽本郷・舟島・実穀ふれあいセンター▽吉原交流センター▽予科練平和記念館▽町民活動センター

▽その他の施設

▽町内の郵便局▽町内常陽銀行各支店▽筑波銀行各支店
▽水戸信用金庫阿見支店▽茨城県信用組合阿見支店
▽町内コンビニエンスストア▽カスミフードスクエア阿見店・荒川本郷店▽スーパータイヨー阿見店▽ランドロームフードマーケット阿見店

役場開庁時間

午前8時30分～午後5時15分
(土・日・祝日・年末年始を除く)
※休日開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

3月・4月の納税

3月

国民健康保険税(第9期)
納期限 4月1日(月)

4月

固定資産税(第1期)
納期限 4月30日(火)

救急車出動状況：1月

阿見消防署管内調べ (前月比)	
出場件数 251件(+35)	急病 179件(+45)
	交通事故 12件(-11)
	一般負傷 37件(+2)
	その他 23件(-1)

救急車の適正な利用をお願いします

